

(案)

資料98-1-3

情 通 審 第 号
平成25年10月29日

総 務 大 臣
新 藤 義 孝 殿

情 報 通 信 審 議 会
会 長 西 田 厚 聡 印

答 申 書

平成22年12月21日付け諮問第2031号「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」
をもって諮問された事案のうち、「V-Lowマルチメディア放送の放送設備に係る安全・
信頼性に関する技術的条件」について、審議の結果、別添のとおり答申する。

諮問第2031号

「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」

のうち

「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」

諮問第2031号「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」のうち「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」についての一部答申

V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件については下表のとおりとすることが適当である。

なお、新たな放送サービス、技術革新等の環境変化が生じた際は、その設備形態に応じて、措置とその対象について、適宜見直しを図ることが必要である。

また、放送法第122条に基づく重大な事故としての報告の対象は、大規模な放送局の停止のうち、親局は15分以上、中継局は2時間以上のものとする。

表 V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件

講じるべき措置 (大項目)	講じるべき措置(小項目)	番組送出 設備	中継回線設備			放送局の送信設備		
			大規模な 放送局へ 送信※1	中規模な 放送局へ 送信※2	小規模な 放送局へ 送信※3	大規模な 放送局 ※1	中規模な 放送局 ※2	小規模な 放送局 ※3
(1) 予備機器等	予備機器の確保、切替	○	○	○		○	○	
(2) 故障検出	① 故障等を直ちに検出、運用者へ通知する機能	○	○	○	○	○	○	○
	② やむを得ず①の措置を講ずることができない設備について、故障等を速やかに検出、運用者へ通知			○	○		○	○
(3) 試験機器及び 応急復旧機材 の配備	① 試験機器の配備	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	② 応急復旧機材の配備	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
(4) 耐震対策	① 設備据付けに関する地震対策	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	② 設備構成部品に関する地震対策	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	③ ①、②に関する大規模地震対策	○	○※5			○		
(5) 機能確認	① 予備機器の機能確認	○	○	○		○	○	
	② 電源供給状況の確認	○	○	○		○	○	
(6) 停電対策	① 予備電源の確保	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	② 発電機の燃料の確保	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
(7) 送信空中線に 起因する誘導 対策	電磁誘導の防止	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
(8) 防火対策	火災への対策	○	○※5	○※5	○※4、 5	○	○	○※4
(9) 屋外設備	① 空中線等への環境影響の防止		○※5	○※5	○※5	○	○	○
	② 公衆による接触の防止		○※5	○※5		○	○	
(10) 放送設備を収 容する建築物	ア 建築物の強度	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	イ 屋内設備の動作環境の維持	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
	ウ 立ち入りへの対策	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
(11) 耐雷対策	雷害への対策	○	○※5	○※5	○※5	○	○	○
(12) 宇宙線対策	宇宙線等への対策		※6	※6	※6			

※1 空中線電力が500Wを超える放送局

※2 空中線電力が3Wを超え500W以下の放送局

※3 空中線電力が3W以下の放送局

※4 路側等に設置される放送局については、措置を要しない。

※5 人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要しない。

※6 人工衛星に設置される電気通信設備については、措置を要する。